

滋賀県子ども若者審議会 第1回条例検討部会 議事録

- 1 日 時 令和5年3月6日(月) 17時30分～19時00分
- 2 場 所 滋賀県庁東館7階 大会議室
- 3 出席委員 伊崎葉子委員、伊丹稔委員、植松潤治委員、北居理恵委員、
崎山美智子委員、佐々木マリアナ春美委員、田井中歩乃佳委員、
田中洋一委員、中村凜之介委員、野田正人部会長、堀江昌史委員、
宮嶋加奈江委員、山本一成委員、山本久子委員（五十音順）

4 議事内容

○開会

○出席委員数確認

出席委員数は14名(定員17名)であり、滋賀県子ども若者審議会規則第4条第3項に定める開催要件を満たしていることを事務局から報告。

○健康医療福祉部子ども・若者施策推進担当理事あいさつ

○野田部会長あいさつ

○委員自己紹介

(1) 「(仮称)子ども基本条例」の検討について

【事務局説明】

事務局より資料1～5に基づき説明

【委員発言】

(部会長)

教科書1冊渡された感じだと思いますけども、今後、検討を進める上でしっかり読み込んでいただければと思いますが、今の時点で素朴なレベルで結構ですので、ご質問ご意見がありましたら聞いてみたいと思います。

(委員)

言葉の整理をさせていただきたいんですが、2つ。滋賀らしさというのが、漠然としていて何をもち滋賀らしさというのか、一人ひとり違うので、それを埋め込んでいくというのは難しいと思っています。何を想定して滋賀らしさという言葉を出されたのか、最近出された条例の説明をしていただきましたが、東京の国際都市化というのは東京らしいのかもしれませんが、その他がよくわからないの

で、今県が求めておられる滋賀らしさというのは何を持って滋賀らしさと言っているのか、これまでの県政の中でのお考えがあれば教えていただきたい。

それから、現在の滋賀県子ども条例の主語が、「私たちは」とあるが、当時は何をもって「私たちは」と言っていたのか、それに対して今回検討していくのに主語は誰になっていくのか、権利条約や基本法をみると、主語があまりなく、権利を抜粋して子どもにはこういう権利がありますという客観的な表記になっていますが、現行の条例では私たちは子どもたちをこのように育てていきたいという最初から子ども目線に立っていない文書になっていますので、今回はそれをどのように捉えていくのかを最初に教えていただきたい。

(事務局)

答えは1つではないと思いますので、自由に話をさせていただきたいと思います。まず滋賀らしさということなぜ言っているのかということですが、既に子どもの権利条約があり、さらに昨年6月に子ども基本法ができているということで、なぜ条例をつくりたいと思うのか。滋賀ならではのものがなければ、もう条約や法律があるのでそれでいいのではないのかということにもなるということで、具体的にこれということが言えるかどうかは分からないんですけども、条約でも法律でも言えていないところをしっかりとっていきこう。それはもう理念のレベルなのか、あるいは滋賀県ならではの仕組みレベルなのかということもあるのかなと思います。

あと1点は以前、教育振興基本計画をつくれる1番最初のときに、滋賀らしい教育ってなんだろうというような議論をされていたことがありまして、そのときに滋賀の自然や地域と共生する力を育んでいくのが滋賀らしい学びではないかというような話が出ていたのが非常に印象としてあります。他のどこでもない、滋賀というこの地域で育っていく子どもたちにとってというものをどう条例に表していくのかということなのかなとも思ったりしますが、個人の意見が強いのかもしれませんので、皆さんのご意見をお聞きしながら作っていったらと思っていますところ。明確な答えがない状態ということでございます。

端的に申しましたら、滋賀らしさというのは、滋賀独自のものということで今申し上げました滋賀の風土とか様々ありますけれども、それも踏まえて皆さんのご意見を聞いて、滋賀独自のものをどうしようかということで、ご理解いただければと思います。

あと主体ということですが、当時は私たちというのは県民すべての者がという概念であると思っています。今後は、委員が言われたように私たちはという言葉をもとにどのように表現していくのかも含めて誰のための誰にとっての条例かというのも議論の対象にさせていただければと考えています。

(部会長)

こういう規定を作るときにとっても大事な議論の骨格というか立て付けをご質問の形で出していただいたと思うんです。はじめの文書の最初のあたりはややぼやっとしているのかもしれませんが、特に「育ち・育てられ」という関係で主語が二つある。

特に子どもの場合には子どもの権利条約自体が子どもに対して大人が精一杯知恵を出したものです。条約あるいは権利というのは基本的に子ども自身に担ってもらおうとか、子ども自身をそれをしっかり使ってもらおう視点が大事ということで条約ができた経過もあって、大人が一方向的に子どもに提供するというのではなく、やはり子どもたちを主語にするという部分も、内容によっては必要だということで各条文のそれぞれの条には、特定する必要があるものについては、そのような書きぶりがあったかなと思っています。それから、滋賀らしさというのは9ページ、資料3の上のところでは親会である子ども若者審議会でも理念と合わせて滋賀らしさということが結構様々な委員からいろいろな形で議論が出ています。この辺りも外国にルーツがある方が考える滋賀らしさみたいな話とか、移住してきていただいて滋賀らしさって何とか、中にいると分からないけど外からみて初めて分かることもあるのかもしれませんが。この部会でいろいろご提案いただけたらと思いますし、しかし、条約があって法律があってその上で、わざわざ条例を作ると、その際に県民あるいは県内の子どもたちにどういった視点で何を語りかけたらいいいのかは常に意識しながら考えていかないとけない。難しいことですが、教育の中でも郷土という学習もあると思いますが、様々な意見を検討する中でご議論をいただきながら、最後にまとめるころでは、再度、私たちが検討した結果、滋賀らしさってこうだったねとか、あるいはなかなか見つからないねとか、そういうプロセスでいいのかなと思っています。大事な質問をいただいてありがとうございました。

(委員)

説明を聞かせていただいて全てを理解したわけではないんですが、5ページにある子ども若者施策にある、みんなでつくろう！「(仮称)子ども基本条例」子どもの意見聴取のところには子どもの目線に立った資料を作成すると書かれていますが、その下に発達段階に応じた内容を検討するというところで、子どもの目線に立った権利条約について分かりやすく概要みたいなものを子どもさんたちにも自分たちにはこういう権利がある、こういうふうに住む権利があるということを示していかれるものだと思いますが、発達段階に応じたというのがよく分からないので教えていただければと思います。

(事務局)

国のこども基本法では、子どもの定義を発達状況に応じた年齢ということで、これまでは子どもという18歳未満という位置づけでしたが、それを一律ではなくてその年齢によってわかる内容わからない内容もあるだろうということで、今回児童向けと生徒向けという形で小・中学生と高校生向けの内容で資料を作成していこうと思っております。

(委員)

これって説明がすごくしづらく私の中でも言語化できてないんですけど、どういうふうにとどこまで書いていかれるのかという漠然と疑問を持っています。

(部会長)

ありがとうございます。この部分は(仮称)子ども・若者懇話会をベースにお考えいただく内容になるかと思いますが、おそらく発達段階という概念の捉え方って領域によってかなり違って発達段階ってどうやってわかるのかということで、児童と生徒を発達段階というかはともかく、領域によって言葉づかいが違うというのは間違いなくあって、例えば検査結果で、段階が違うということもあるし、子どもの権利条約では年齢と発達に応じてという二重の書き方をしています。悩ましいのが子ども条例にするのか、それとも若者が入ってくるのかということとは大きな論点で、それはこの部会だけというより、場合によっては親会とも調整をしながら、若者というと子ども・若者育成支援推進法との関係では、もともと30代と言っていたのが、今や50歳の手前までカウントしないといけないので、県民総抱えの条例ではないかということになります。その辺りまた疑問を出していただいて、また事務局でも悩んでいただいて、親会とも調整していくんだらうということでもよろしくをお願いします。

(委員)

先ほどの資料の説明をいただいた上での意見といいますか、何点かございまして、1点目が今回の審議会の目的としてはいかに子ども目線に立った条例に作り変えていくかということかなと思っていて、そうしたときに子ども目線の条例というのをどう子どもたちに周知して、参加してもらおうのかというところが鍵になるのかなと思いました。そうしたときに資料の中にあっただかと思うんですけども、条例の文面自体をもっと子どもが読みやすいような形でリニューアルしていく必要があるのかなと感じました。私もこの審議会に参加する前に目を通していたんですけども、やっぱり読んで理解するまでに大人の私でも時間がかかってしまうところがあったので、何か条例自体を黒板上にイラストにしてみるとか、何か子どもでも内容が入ってくるような形でこれを一緒に考えていこうというようなことを、例えば社会科教育の場とかで先生方が協力をして子どもに周知していくという流れができれば子どもにとってもより身近な条例になっていくのかということを考えました。

あと滋賀らしさというテーマについてはあくまで私個人としては子ども目線で考えた先にあるものなのかなと感じていて、先ほどの条約とか子ども基本法がある中で、何で滋賀の条例をつくるのかと考えたときにやはり世界とか日本の単位の子どもの特性と滋賀の県単位のものとはまた違ったものがあるのかなと思ったので、滋賀の子どもが特に抱えている課題を整理して滋賀が持っている良さや資源を整理してマッチさせるような条例ができたときに初めて滋賀らしい条例だよねと言えるようになるのかなと感じました。

最後に声の集め方というところで、やはり学生や生徒に話を聞くとなると、どうしても言葉にするのが上手な子どもたちの意見ばかりが反映されてしまうケースもあるのかなと思ひまして、何かそうなったときに参考にしたいなと思ひたのが、チャイルドラインというものがあひまして、調べていただくと出るかなと。子どもたちが学校や日常で抱えている悩みをツイッターみたいにつぶやく場があつて投稿できる機能があるんですけども、それを例えば滋賀版とかで作つたりして、子どもの悩みを吐き出す場を用意して、そこに対して支援員の方であつたりとか、データベース化して子ども政策を考えていくみたいなのり方もあるのかなと思ひました。

(部会長)

積極的なご意見ありがとうございます。同じような感じであと時間も豊かにないので順番には当てませんので、持つておられることをお出しただけたらと思ひます。

(委員)

この委員会では何をすればいいのかがまだよくわかつていないんですが、今既にある子ども条例をつくり変えるという話なのか。今ある子ども条例という名前ですが、子育て環境整備条例みたいな内容なので、これを少し修正してどうこうなる話ではないと思ひていて、全く別のものをつくるのか、スタンスがよくわからないというのが1つ。あと国際的な条約があつて、国には法律があるということなんです、何で県でもつくらないといけないのかと言えば、国には法律がありますが、理念とか抽象的なところがあつて、今言つていただいたような子どもの声をちゃんと拾ひ上げてそれを支援するような仕組みは法律には入っていないので、それをやろうと思つたら自治体レベルでやらないといけないので、それを県がやるのか、市町がやるのかという役割分担は整理していかないとけないと思ひんですが、少しフライングをして市長にも市でも条例をつくつてくださいという話をしてはいますが、作るのはいけけれど県の方で役割分担などを整理して、市が何をしないといけないのか、予算をどうするかということも含めて、整理をしっかりしてほしいという注文を受けてきました。別に滋賀らしさを反映するために条例を作るのではなくて、法律ではできていないことがまだたくさんあるので、それは自治体で対応しないといけないんですよね。滋賀らしさを入れたらいいかは知らないんですが、そういう話ではなく、やらないといけないことがあるということをお伝えしたいと思ひます。

(部会長)

ありがとうございます。前の条例と、今度の条例の関係をどういふふうにするかは、私の今の認識では結果的に作り替えになるんだろうと思ひますが、そのことについて、ロックされているという形で引き受けたとは思ひていないんです。だからといって、2本パラレルに動くわけではないだろうと思ひますので、ある意味では改正になるかと思ひますけれども、条例改正としたときに、提案として子ども

条例改正案という形で動くのか、それともそっちは廃止して、新たな例えば子ども若者条例みたいになるのか、ということは今後詰めていかないといけない。

事務局で考えがあれば、私も教えていただきたいぐらいですが、制度的な立て付けで、委員が言われたようにここで検討するのは、県の条例ということになりますが、国があって県があって市町があるという中で広域調整機能を持つ。子ども家庭庁などの関係では、児童相談所も含めて一定の権限機関でもありますが、そういうことを動かすような条例という話になるのか、それとも今の条例のように、基本的に県でやっていただくことを示すにしても、市町の調整を求めるような内容になるのかというのは、ご意見を伺いながら今後詰めていくという話になると、5、6回会議をすれば、つまる話ということになるのかというのが冒頭申しました国連の条約が10年かかったという、それもほっておいたわけではなく、毎日百何十カ国が協議した結果あのような期間になったわけですが、折々また事務局でもその点、整理していただいています、今の時点で何かコメントありますか。

(事務局)

最初にご意見をいただいた条例を作り変えるのかというお話ですけれども委員が言われたように基本的に今の条例というのは、子どもをどのように育てていくのかという環境づくりのための条例でしたが、今はそれだけでは不十分だということと、国のこども基本法を踏まえて、県として何ができるのか、特に仕組みが入っていないというのは抽象的で、それを滋賀らしきとしていかに出していけるのかということをご意見の聞きながら、できるだけその点を滋賀らしきということを押しながら、つくっていければと考えております。

(委員)

今の委員の話を受けながら、私は専門家ではないので、ここはどうなのかなという疑問ですが、今回つくる条例というのが、条約や国の基本法とどういう関係性になるのかというのが疑問で、具体的に今私が想像していることは、滋賀医大で親権の問題があって、滋賀医大が負けてしまうということがあったと思うんですが、子どもが病気で手術だというときに、家庭裁判所が面会禁止命令を出しているお父さんの同意を得ずにお母さんの同意だけで手術をしてしまったことで負けたということがあったと思うんです。親権のことだと思うんですけど、子ども目線に立てば、命に関わることだったら、手術された方がいいと個人的には思うんですが、親権の法律とぶつかってしまった時に、この条例で守れるようになるのかとか、そこまでの権限を發揮できるのかとか、概念的なものにとどまるのかとか、よく分からないので教えてほしいと思いました。あと、これは単純なことですが、子どもの「子」が、国では平仮名ですし、県でも、資料の中で「みんなでつくろう！（仮称）こども基本条例」の「こ」は平仮名ですが、漢字にするのか、平仮名にするのかは理念があっさりされていることなのかということをお伺いしたいです。最後に、子どもは、生まれてから18歳までを定義しているのか、お腹の中にいる子どもも定義しているのかは確認しておきたいです。

(事務局)

国のこども基本法の関係、特に親権のことを出していただきましたが、どこまで踏み込んでこの条例で書くのかということは、今のご意見を聞きながら考えていく必要があると思いますが、国で定めなければならないことは定めていただく、その中で県としてどこまで踏み込んで考え方を入れられるのかということで、先ほどの子どもの意見を吸い上げる仕組みであったり、具体的なものが一定できればということで、基本的なスタンスは国の基本法に準じて、同じ方向で作らせていただくという考え方です。子どもの「子」ですが、基本的に今は漢字で使っていて、今後どういう使い方をするのかは、議論があるところですが、ご指摘いただいた資料5ページの「こ」を平仮名としているのは、今のところ資料上の誤りです。これまで滋賀県は、「子」が漢字で「ども」は平仮名で使うというのが一般的な子どもの使い方です。今回、国のこども基本法が全て平仮名の表記にするという話がありまして、一般的には漢字と平仮名交じりで表現されることが多いので、このあたりも今後どうするのかというのも議論の対象かもしれないです。国も統一されているわけではないので、こども基本法に合わせないといけないということでもないとは思いますが、考え方などは参考になるかとは思いますが。

(部会長)

事務局も今の答えがロックだと言われても困るような背景にはいろんな事情があるとは思いますが、子どもの権利条約の翻訳の段階から児童というのか、子どもというのか。子どもというのも「子」が漢字で「ども」が平仮名なのか。

全部平仮名というのは、最近出てきている話で、おっしゃるとおり文部科学省は「子供」と漢字で表記しますし、厚生労働省関係は「子ども」というのが普通だと思います。もっと前に決められた、祝日に関するこどもの日は、また違う表記ということで、どう表記するのかということは日本国中で統一がとれていないという課題があり、それプラス年齢の問題では逆に今、少年法は別として、18歳成人になった関係で、一応児童と子どもが18歳ということで落ち着いているかと思いますが、問題は今回の条例が子どもをどこにロックするか。18歳未満ということでいいのか、あるいはタイトルとしてどうするかはともかく例えば社会的養護、先ほど委員がおっしゃられた施設に入っている子どもたちが18歳を少し超えてもしばらくは施設にいる、あるいはもう少し自立支援がいるということであれば、先般の児童福祉法改正では、ケアリーバー、ケアを離れた人として支援できるというような立て付けができている、かといって児童福祉法上の名称が変わったわけではないので、そういう形でもう少し長いスパンでみるけれども、名称としては子ども条例でということもあるかと思いますが。

これは技術的なことですので、皆さんからは積極的に素朴なレベルでご意見いただいて、事務局ならびに親会の方で調整してもらいながら進めていけたらと思っています。

クリエイティブに考え出すと、面白いこととか、考えるべきことはたくさん出てくるので、それを一人で考えるわけではないので、ぜひとも積極的にご意見を出していただけたらと思います。

(委員)

先ほど子どもの意見や参画ということに関心があると申し上げましたが、子どもの声を集めるときにアンケートの手段はやりやすいと思うんですけども、参画を考えた時に声を聞いてもらったんだけど、その後、反応が返ってこないというのが一番無力感があることかなと思っていて、やっぱりその集めた声が何かに反映されたりとか、本当に身近なところでいいと思うのですが、自分が変えたんだと手応えが得られるようなことを保障できる条例にしていけたらいいなと思っていて、学校の探究の時間に子どもたちが考えたことを書いていくようなことだったり、地域の中で課題があるようなことを子どもたちが一緒に考えていけたり、何かそういうところに繋がるようなことを条例がサポートできればすごくいいかなと思いました。

(部会長)

まさにそうですね。理想的に言えばいろんな場所でワークショップ的な子どもたちの声をしっかりと拾える、でも逆に人権の問題や子どもの権利の問題でいうとそういうところに出てこれられない子とか、来ていても言えない子とか、あるいは子どもの権利条約も12条では本人からの声だけではなく本人を代理する人の声も大事なんだと条約に規定しているわけで、その声も含めて積極的に取ると同時にフィードバックをどうするのか。

そこに自分の思いや願いが含まれているんだと思えば、子どもたちは関心を持つし、自分の問題として例えばそこにアクセスしてくれるというのは、社会が進むわけですね。とてもいいご提案だと思います。ありがとうございます。

(委員)

今の流れの話で全くそうだなと思っているんですが、コンセプトとして滋賀らしさという言葉にまやかされるというか、やはり新しく子どもたちが今の権利を学んでいく中で、今までにその権利で救われてこなかった部分があったと思うんです。今回それをもう一度考え直すにあたっては、その権利を子どもたちがしっかり分かって、今まで気づかなかったことあるいは虐待とか酷い目にあっている子どもたちが救われるというのがベースなんだろうと思います。そこに滋賀らしさというのが入ってくるときにまやかされる。そこは気をつけないといけないと思いました。

(部会長)

ありがとうございます。確かにボヤっと抽象的な言葉にされてしまって本質、今、県内には大体8000人を超える虐待で支援を受けている子どもたちがいるわけです。そういう子どもたちは、滋賀らしさもそうですが、先ほど委員のご質問にもあったように、権利としてどう守られているのか。子どもの

最善の利益をしっかりとしてほしいということも出てくるわけです。メリハリをつけることも大事だと思います。ありがとうございます。

(委員)

私の立場から2つ言わせていただきたいんですけども、滋賀らしさと言ったときに、私たちのような外国にルーツを持つ人というのは外にいるものではなく、実は滋賀県の中にいるという視点をぜひ持っていただきたい。滋賀県には外国人学校もありますし、外国にルーツを持つ人もすごく多い中で、いつまでも外ではないということで、何か視点として入れていただけたらと思います。何かヒアリングも多言語とか多言語が難しかったら簡単な日本語とか、さっき子どもの子をどうするかということだったんですけども、子を漢字にするだけで字が読めない人にとっては全然違ってきます。より優しさみたいなものを何か取り入れていただければということをおもいました。

もう1つは、滋賀県らしさ、県民ということを出すのであれば、日本にいない滋賀県の方もたくさんいらっしゃいますよね。そこにおられる方もどうしていくのかなということはおぼんやりとおもいました。何か少しそういう視点を入れていただけたらなと思います。

(部会長)

ありがとうございます。本当にグローバルな視点から教えていただいたように思います。

(委員)

滋賀にいない方というのはよく分からないんですが、滋賀にいる外国の方は私の小学校でもよくみられました。日本語が分かる子どもがお母さんに伝えるという手法をとっているのを見ましたが、それはヤングケアラーの視点からすれば、実はその範囲に該当するものらしくて、もし子どもを救う条例というなら、その子どもを救うために、まずその親の方へ日本語を簡単に教えるなどをすれば、間接的に子どもを救えるんじゃないかということをおもっています。

(部会長)

どうもありがとうございます。子どもを救う視点というのをどう組み込むかということは重要だと思います。想定している時間になっておりますが、今これだけは言っておきたいことがありましたら。

(委員)

私ども育成会の中に、長浜市で放課後デイをやっている事業所がこの4月から学童を始めたんです。その方に、放課後デイであれば育成会としてもわかるけど、なぜ学童にしたのかと聞いたところ、小さい子どもが小学校に上がって別々にされてしまうと、大きくなったら障害のある人たちを別々に見てしまう。それを防ぎたいから、小さいときは一緒に育とうよという姿勢を私は持ってほしいから放

課後デイもするけれども、学童もすると言われていました。障害のある子どもは小さいときからそれなりの支援が必要ですので、今は障害福祉でという形になっていますけれども、この条例では障害がある人を別に扱うという縦割りのような考え方はやめていただきたいなと思っています。

(部会長)

ありがとうございます。まさにインクルーシブの考え方、委員の皆さんもそういう領域の方に来ていただいていると思いますので、またその機運があるときは皆さん積極的にご発言をお願いします。ではそろそろ時間も過ぎてしまいましたので、司会を事務局の方へお返したいと思います。

(事務局)

どうもありがとうございました。本日は我々も勉強となり気付きに繋がるご意見をたくさんいただいたと思っております。本日いただいたご意見をしっかりと整理をして、またその他の情報なども含めて次回の会議の場に提示をしてさらに議論を深めていただけたらと思っております。また、事務局の方もなかなか至らず正直悩みながら迷いながら進めているというところもございますので、随時こういう情報があるよとかこんなことに気がついたんだけどということがありましたら、ぜひお寄せいただきたいと思っておりますし、この後、本日時間も限られておりましたので、改めて追加のご意見等ございましたら、メール等でお寄せいただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○健康医療福祉部子ども・若者施策推進担当理事あいさつ

(2) その他

事務局から次回の開催予定時期について連絡

○閉会